省　令

○総務省令第四十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十八日

総務大臣　片山　善博

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「社団法人電波産業会（平成七年五月十五日に社団法人電波産業会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人電波産業会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十七第五項において準用する同法第三十九条の三第二項の規定により、電波有効利用促進センターとして指定した社団法人電波産業会から名称の変更の届出があったので、同法第百二条の十七第五項において準用する同法第三十九条の三第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月十八日

総務大臣　片山　善博

一　変更後の名称

一般社団法人電波産業会

二　変更年月日

平成二十三年四月一日

○総務省告示第百八十八号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、高知県高岡郡中土佐町と同郡四万十町との境界を次のとおり変更する旨、高知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十八日

総務大臣　片山　善博

高岡郡中土佐町に編入する区域

四万十町上秋丸字イノキノ一、二の一、三の一、四の一、七、八、九の一から九の七まで、一〇から一二まで、一四、一六、一七、一八の一、一九の一、二〇の一、二一、二二の一から二二の三まで、二三から二五まで、字鶴井谷口二九、三一の一、三二の三、三一の四、三二、三三、三四の一、三五、三六、三八の一、三八の二、三八の五、三九の一及び三九の二、字鶴井谷八二二、八二三、字鶴井ノ平八二六の一〇、八二六の一二から八二六の一四まで、八二六の二七、八二六の二九、八二六の三〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部

○総務省告示第百八十九号

町村の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、北海道河西郡更別村と中川郡幕別町との境界を次のとおり変更する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は平成二十三年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年五月十八日

総務大臣　片山　善博

河西郡更別村に編入する区域

中川郡幕別町忠類朝日一三九の一から一三九の三まで、一三九の九、一三九の一〇、一四一から一四四まで、一四五の一から一四五の三まで、二〇四の三、二二四の二、二二五、忠類元忠類五四九の五及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部

○法務省告示第二百四十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年六月四日から効力を生ずる。

平成二十三年五月十八日

法務大臣　江田　五月

広島県広島市中区長
広島県広島市東区長
広島県広島市南区長
広島県広島市西区長
広島県広島市安佐南区長
広島県広島市安佐北区長
広島県広島市安芸区長
広島県広島市佐伯区長

○外務省告示第百八十四号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十三年第百七十四号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十二年三月一日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）及び第一三九〇号2（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十三年五月十八日

外務大臣　松本　剛明

別表の315．及び321．を次のように改正する。

（別表）

以下のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する団体】

315. 削除

321. 削除

○外務省告示第百八十五号

先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）の別表の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十八日

外務大臣　松本　剛明

別表の6．、7．、8．、9．、10．、11．、12．、13．、14．、15．、17．、18．、20．、28．及び34．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

6．モハメド・アワーニー（別名：(a)ラセド・ベン・ヘニ（1969年2月5日リビア国トリポリにて出生）(b)アル・アサド・ベン・ハニ（1969年2月5日リビア国トリポリにて出生）(c)モハメド・ベン・ベルガーシム・アワーニー(d)モハメド・アブ・アブダ(e)アブ・オベイダ）

MOHAMED AOUANI (a.k.a.: (a)Lased Ben Heni, born 5 Feb. 1969 in Tripoli, Libyan Arab Jamahiriya (b)Al-As' ad Ben Hani, born 5 Feb. 1969 in Tripoli, Libyan Arab Jamahiriya (c) Mohamed Ben Belgacem Awani (d)Mohamed Abu Abda (e)Abu Obeida)

生年月日：1970年2月5日

出生地：Tunis, Tunisia

国籍：チュニジア

その他の情報：化学教授。2006年8月27日にイタリアからチュニジアに追放された。

7．モハメド・ベン・ベルガーシム・ベン・アブダッラー・アル・アワーディー（別名：(a)アワーディー、モハメド・ベン・ベルカーシム(b)ファタヒ・ハンナチ）

MOHAMED BEN BELGACEM BEN ABDALLAH AL-AOUADI (a.k.a.: (a)Aouadi, Mohamed Ben Belkacem (b)Fathi Hamachi)

生年月日：1974年12月11日

出生地：Tunis, Tunisia

国籍：チュニジア

旅券番号：チュニジア旅券L191609（1996年2月28日発行、2001年2月27日失効）

ＩＤ番号：04643632（1999年6月18日発行）

住所：50th Street, Number 23, Zehrouni, Tunis, Tunisia

その他の情報：Italian Fiscal Code（イタリア納税者番号）: DAOMMD74T11Z352Z。母の名前はウリダ・ビント・モハメド（Ourida Bint Mohamed）。2004年12月1日にイタリアからチュニジアに追放された。